

広聴特別委員会

日 時 令和2年10月27日（火）

場 所 第2委員会室
一般会計予算決算常任委員会終了後

付議事項

1 モニター意見について

2 その他

令和2年7月7日付 市議会モニター：藤島俊一

モニターからの意見	議会の考え方と対応
<p>議会に関する説明会の開催について</p> <p>私は市議会に興味があり、今回市議会モニターに応募し、初めて、1年間モニターとして活動することになりました。</p> <p>7月2日には委嘱状交付式があり、その中でモニターとしての職務の簡単な説明の後、「意見交換会」が開かれましたが、私には「意見」を言うには基本知識がなく、プレッシャーを感じました。市議会のことを知っている人にとっては当然分かることなのかもしれません、私も含め、新たに就任した方々の中には議会の「いろは」も分からぬ人が多いのではないでしょうか。</p> <p>そこで提案です。9月定例会が始まる前に説明会を開催し、希望者に議会の基本的なことを理解する機会を設けて頂ければ、大変参考になると思います。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none">そもそも、議会はどこにあるのか会議の年間日程事前申し込み、身分証明書がなくて、傍聴出来るか定常的に取り上げられる議題（例：予算）最近の注目・重要議題委員会にはどんなものがあるか通常取り上げられる案件最近の注目・重要案件 <p>希望者には、できるだけ参加していただけるように、数日に分けて開催されることを希望します。一方で、そちら側の負担を小さくするために、説明側は、最小限で良いと考えます。その代わり、即答できない質問に関しては、「後日回答」で良いと思います。そうすることで、開催回数が増やせると考えます。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>8月20日、21日及び9月10日、希望者に対して、議会に関する説明会を開催しました。</p>

モニターからの意見	議会の考え方と対応
<p>議会モニターからの意見（1）</p> <p>＜議会モニター意見交換会について＞</p> <p>1. 公開は「議長が必要と認めれば」いいのでは</p> <p>7月2日新議会モニターの意見交換会が開かれました。意見交換の中で委員長は「意見交換会は非公開で議事録も作らない」と言われました。</p> <p>しかし、山陽小野田市議会基本条例第5条では「議会は、本会議のほか委員会等を原則公開とします」とし、第25条では「議会及び議員は、市民への情報提供等を図るため」として議事録等の公開事項を列記し、本会議や委員会記録の他、第9項に「その他議長が必要と認めたもの」をあげています。</p> <p>(1) 「会議公開」と「議事録公開」は同じものですか？</p> <p>議会基本条例第5条は「本会議のほか委員会等」を原則公開としています。つまり秘密会を除いて議会の公的な会議は全て公開が原則ということです。第25条は「市民への情報提供等を図る」として議事録等の公開項目を列記しています。これは議会事務局の体制や能力のほか、市民への議会情報の公開サービスを限定的にしたものといえます。だから「議事録等の公開」が限定的であるからといって「会議の非公開」とはなりません。</p> <p>また、山陽小野田市情報公開条例第2条では議会も実施機関として情報公開請求の対象とされ、第2項では公開請求の公文書とは「職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録」とされています。つまり議事録等の公開は日常的な議会の行政サービスとして公開項目を列記し、限定的に市民に提供することは条件や環境により一定の限度はあるものの、市情報公開条例による公開請求の対象であることも明確であります。</p> <p>(2) 非公開は委員会の決定ですか？</p> <p>意見交換会の中でも「過去の意見交換会等の議事録を読んで問題点を知りたい」との意見が出されました。が、残念ながら過去の議事録は作成されていません。委嘱状交付式と意見交換会という議会の公式行事を非公開とすることは、事前に広聴委員会の中で決定がされていたのでしょうか。</p> <p>また、委員長の一存で「議事録は作成しない」ことが決められるのでしょうか。</p> <p>(3) 意見交換会の冒頭に「非公開」の確認作業が必要ではないですか？</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>現在、議会基本条例を見直し中で、「原則公開とする委員会等」についても議論しています。</p> <p>意見交換会などの公開については、その都度議論し慎重に決定していきます。</p>

意見交換会を「非公開」とするのは、①参加した市民が萎縮して意見が出しにくくなるため。②参加した市民全員の合意が得られていないため。の2点が理由として挙げられています。しかし出席した市民は皆さん堂々と発言されているのに、逆に議員の方が「萎縮」して誰からも意見が出されなかつたように見えました。少なくとも意見交換会の冒頭に、委員長が出席者に対して「非公開にしたい」「議事録も作成しない」ことを諮って、公開・非公開や議事録作成の是非を決めるのが筋ではありませんか。

<意見交換会の運営について>

2. 委員長が受け答えするだけでは「意見交換会」になりません

2年前の意見交換会では、各委員からも様々な意見が出され意見交換が行われました。しかし今回は全て委員長が答弁し「私の発言に異論があれば他の委員から意見が出されるでしょう」と言われました。こんな意見交換会はありません。11名の委員会で意見を言っているのは委員長だけで、他の議員からは一言の意見も聞かれませんでした。これでは何のための意見交換会か分かりません。新しくモニターになられた市民は議会のルールが不案内だけでなく、議会や議員に対してそれなりの思いや質問があり、親しく意見の交換をしたいとの思いで出席されていたのに、こんな運営は改善がされる必要があるのではありませんか。

<主催者として新型コロナ対策はどうされたのでしょうか>

3. 主催者の自覚があるのですか？

(1) なぜ事前のチェックをしないのですか？

意見交換会は自粛ではなく正式の委嘱状交付式・意見交換会として開催されました。冒頭に委員長から「新型コロナ感染防止」のため時間短縮の報告がありました。しかし「新型コロナ感染防止」を言うのなら少なくとも、参加者に対して事前の検温等のチェックは必要ではありませんか。

今後、市議会が主催して行う「議会カフェ」等の様々な行事を行う場合も「新型コロナ対策」は避けて通れない問題だと思います。

(2) 「傍聴の自粛」の張り紙だけで良いのですか？

本会議場や委員会室のドアに「傍聴の自粛」を要請する張り紙がされています。それでも傍聴したいという市民を強制的に止めることはできませんが、その場合に傍聴する市民に対する必要最低限のチェックができる用意が有るのでしょうか。少なくとも「消毒薬」「マスク」「体温測定用のサーモグラフィー」等は用意が必要ではありませんか。

意見交換会の進行方法について、慎重に決定していきます。

現在は、消毒薬の設置とともに、検温を行っています。マスクは忘れた方用に準備しています。

令和2年7月8日付 市議会モニター:村上景二

モニターからの意見	担当委員会
<p>初めての意見交換会について、その他意見</p> <p>7月2日(木)の18時00分から市役所の大会議室で「市議会モニター委嘱状交付式・意見交換会が開催されました。</p> <p>委嘱状交付式において小野泰山陽小野田市議会議長より委嘱状を賜り、市議会モニターとしての役割を改めて実感し、考えさせられました。</p> <p>自己紹介の時にも申し上げましたが、山陽小野田市の政を、どのような展望をもって運営されているのか興味があり、モニターに応募させていただきました。</p> <p>初めてのことでの理解していないので、説明を求めましたところ、翌日には早々に市議会の仕組みやホームページについての御説明が事務局より送られてまいりました。そこで早速ホームページを見させていただきまして、市議会の皆様が意見交換・質疑応答などをされて、議論を尽くされていることを知りました。ホームページを拝見するまでは、皆様方には失礼ですが、ちょんちょんと手打ちに近いような運営がされているように考えておりました。</p> <p>そのような訳で意見交換会では礼を欠いた物言いとなりましたので、意見交換会終了後にお詫びをさせていただきました。</p> <p>また、皆様方が真摯に市政に取り組まれておられることを知り、市議会に対する信頼が増しました。</p> <p>2日の意見交換会の時点では、上記のことを行なっておらず、翌日になり皆様方に対する非礼な物言いをより深く反省している次第です。</p> <p>前振りが長くなりましたが、本題の意見を述べさせていただきます。</p> <p>①意見交換会でも申しましたが、ここ何年も開催されていないとお聞きした「政策討論会」を早々に再開していただきたいと願います。</p>	

②議事録は必要と考えますが事務局に作成時間がないのであれば、録音でも宜しいのではないでしょうか。書面にしても録音にしても、紛失したといったことが発生しないように、何箇所かに分散して保管してはいかがでしょうか。

市役所内での会合であれば、どのような会議であれ記録を残しておくべきではないでしょうか。公の会合の記録がないのは問題があると思いますので、このようなことを徹底して習慣付ければ、大切な会議の議事録を作成していないとか、紛失したとかいう問題も無くなるのではないかでしょうか。

3日の日にホームページの過去の議事録を拝見して、その中で『議事録を作成していなかった』とか言って、肝心な裏付けの入手ができないという信じられない事態に至っていました。『聞かなかった』、『記憶にない』等々、このような事が許されるのでしょうか。これこそが市政に対して疑念を持たれる原因ではないでしょうか。

③市議会議員の方と市議会モニターの方の着席する席を決められて、会議前に配布される次第に席配置図を添付していただければ、目の悪い私には有り難いです。しかし、事務局の手を煩わすことになりますが、ご一考いただければ幸いです。【発言者の方のお名前が見えないので、どなたが発言されたのかが分からない。】

令和元年5月10日付

モニターからの意見	議会の考え方と対応
<p>議会モニターからの意見（5）</p> <p>1、3月1日広聴特別委員会の議論を聞いて 議会モニター（以下モニター）の意見について審査された広聴委員会を傍聴しました。</p> <p>(1) 広聴特別委員会の役割は何ですか。</p> <p>山陽小野田市議会モニター設置要綱第8条2項は「意見の送付を受けた広聴特別委員会は、当該意見について検討し、検討結果を議長に報告するものとする。この場合において、当該意見が他の委員会の所管に関するものであるときは、広聴特別委員会は当該委員会の意見を聞くものとする」とあります。つまりモニターから出された意見は、他の委員会の所管に関する意見を含めて、検討する主体は広聴委員会ではないのですか。</p> <p>ところが現状の広聴委員会の役割は、各所管の委員会にモニターの意見を割り振る作業だけのようにみえます。所管の委員会から出された意見を含めて、モニターの意見を踏まえた議会内の対応等について議論、検討していくのは、広聴委員会が主体的に行うべきなのではありませんか。</p> <p>(2) 私たちは回答をもらいたいのではありません。</p> <p>モニターの役割は、市議会の「活動及び運営に関し、市民等から意見を広く聴取し、反映させる」（設置要綱第1条）ことが目的なのではありませんか。しかし現状はモニターから出された意見に「どう回答するか」が議会側の対応になっていませんか。私たちは回答が欲しいのではありません。</p> <p>現状の議会活動に関してモニターからの意見・提言を受けて議論していただき、議会活動の改善に反映させてほしいのです。そのことこそ「市民と共に歩み、市民からより信頼される議会となるため」（設置要綱第1条）の市議会の本来のあり方ではないでしょうか。</p> <p>(3) 広聴委員会の意見の取り扱いについて。</p> <p>民福委員会での「自由討議」のあり方について議会基本条例上どうなのかと疑問を提起したら「事実」だと認定はされました。しかし広聴委員会では少なくとも議会基本条例等の条文に沿って検討し、委員間で解釈が別れた場合、議会運営委員会に議論を委ねるという判断はできなかったのでしょうか。</p> <p>また委員長裁定による「継続審査」の決定に関して、「委員長個人の考え方なので、議会として回答すべきではない」と結論付けました。ある市議会では議案を「付託された委員会が、議会の会期中</p>	<p>貴重な御意見を提出いただき、ありがとうございます。</p> <p>頂いた意見については全議員と共有し、障害者用傍聴席や市議会傍聴規則など、議会運営委員会で議論している事項については意見を参考にしてもらい、広聴の役割や自由討議の在り方、継続審査の在り方、請願と陳情の取扱いなどについては、今後、広聴特別委員会で議論し、結果については報告します。</p>

に審査を終了させることが困難な場合に…」議会の議決によって、継続審査の手続きとなる（小浜市）とあります。会議規則等の解説でも基本的に同じ見解をとっています。

委員長の委員会運営は決して「個人的」なものではありませんし、前段の「自由討議」とセットで継続審査が決定されています。特に委員長裁定により「継続審査」が決定された場合は、委員長の判断が「継続審査」の結論となるためその判断が問われて然るべきではありませんか。今回の場合「審査不十分」と委員長が判断した根拠は何か。会期末まで数日残したうえ午後4時前に「継続審査」の結論を委員長が出した意味が問われるるのは当然です。

2、4月19日の議会運営委員会を傍聴して

（1）議会運営委員会の議論の進め方について。

議運の「議論」の仕方やあり方について考えてみました。各会派の見解や態度表明にはなっていても「議論」になっていないのです。傍聴者の氏名・住所の記入に関しても、委員長は各委員に順繰りに見解を述べさせるだけで、市の個人情報保護条例の立場から妥当なのかどうかの議論をせず、「一致しないので継続とします」と取りまとめました。これでは何回「議論」しても同じことで、議論は深まりません。

議会運営委員会は他の委員会と違って、執行部を参与に呼んで質疑することはなく、ほとんどの場合議会事務局だけです。議会改革に関してもこれまで議会事務局との「共同作業」と言わされてきました。もっと議員間や事務局との積極的な「自由討議」が必要なのではありませんか。議運は最上位に位置付けされている委員会なのに、この低調な「議論」は何なんでしょうか？

（2）「障害者用」傍聴席の取り扱いについて。

「障害者用」傍聴席を「多目的」傍聴席とする取り扱いに関する議論を聞いて変な議論だと感じました。誰も利用しない「身障者用」傍聴席だから問題提起した訳ですが、この傍聴席を「多目的」と名称を変更しても、ほとんど利用されたことのない傍聴席なのに「利用者がたくさんあつたら」などと、為にする議論にしか聞こえません。それは一度も使われたことのないデッドスペースをどうやつたらなくせるのかの視点がないからです。市議会議員のみなさんは実際にこの「多目的」傍聴席に入られたことがあるのでしょうか。設置以降、誰も座ったことがないのに、変な議論をしているとしか思えません。ぜひ一度この席に座ってみたらいい。大きな音のする自動ドアを開けて、会議中の全員が自分を注視するような傍聴席に誰が入りますか？

（だから傍聴席の改善措置が必要だと提言したのです）

市議会は障害者に優しい「あいサポート」に取り組んでいると宣伝していますが、障害者や市民の気持ちや感覚が本当に分かろうとしておられるのか大いに疑問です。名称の変更くらいでは傍聴者は誰も利用しないと思います。

(3) 「市議会傍聴規則」に関する議論を聞いて。(その1)

ある議員が「傍聴者の管理」という言葉を使っていました。この議員は上から目線で市民を管理しようというのでしょうか。自分の「選民意識」の方をまず何とかして欲しいものです。市民との関係を改善し、垣根をなくそうと始まった議会改革が10年前に逆戻りしたような錯覚を覚えました。

傍聴者の住所・氏名を記入させ保有することが、市の個人情報保護条例との関係でどうなのかと提起されているのに、条例の解釈や議論すらまともにされない。山陽小野田市の行政審議会でさえ既に傍聴者の住所・氏名の記入は廃止されており、北海道芽室町など議会改革先進地の議会では傍聴者との関係改善のために「傍聴規則」の見直しを行っています。そのような変化さえ見ようとせず「傍聴者の管理」とはいかにも時代錯誤の感がします。

(4) 「市議会傍聴規則」に関する議論を聞いて。(その2)

各委員の見解表明の中で「県議会はどうなのか?」と事務局に尋ねた議員がいました。まだこんな「議論」しかできないのか、悲しくなります。

山陽小野田市議会は議会改革の先進地を参考にし目標としてきましたが、県内他市に議会改革のモデルはほとんどなかったのです。そのような山陽小野田市議会独自の議会改革を進めてきた歴史を無視して、それも議会改革度「全国最下位」の山口県議会のやり方を「参考」にしようなどという議論そのものがナンセンスではありませんか。(3)(4)の議論を聞いていると、議会基本条例の条文だけでなく、作られた背景や歴史等を理解していない議員が議会の運営に関わっていることに大変懸念を持ちます。

3、請願と陳情の取り扱いの差異について

(1) 陳情はなぜ議題とされないのでしょうか。

山陽小野田市議会会議規則第145条は「陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする」とあります。それなのになぜ請願は「議題」とされるのに、陳情は「議題」とならないのでしょうか。

陳情に関しては議運で調査委員会が決定され、担当委員会が審査を行います。市民から出された陳情に関しては参考人招致も含め、陳情者からの意見聴取も行われています。しかし議案ではないため結論を出すかどうかを含めて委員会に任され、一定の結論が出た場合でも本会議では「所管事務調

査」としか報告されることはありません。陳情の取り扱いに関して改善の必要があるのではないかでしょうか。(参考 5月7日付西日本新聞)

(2) 産業建設委員会の議論を聞いて。

3月議会に提出された「地方卸売市場」の陳情に関して、担当委員会の議論は聞いていて大変低調です。先日の質疑の中で「中央青果（株）は第三セクターなのか」などという質問がされていましたが、議員がこの程度の認識では議論そのものに期待が持てなくなります。

市場の唯一の卸売会社である中央青果（株）の運営に関して、重大な疑問が出され、税理事務所に監査が依頼され報告書が提出されましたが、第三セクターであるため議会側にはいまだにその報告書は未提出の状況です。過去、多くの自治体で第三セクターの経理、運営に関して、議会や市民から様々な疑惑が持たれ、情報公開と疑惑解明を求める運動や歴史等を背景にして地方自治法施行令第152条が設けられ、平成23年には新たに出資金4分の1以上の法人等にも拡大されました。市民に対して秘密裏に処理してきた第三セクターの内実を、これらの条文を根拠に議会が率先して解明するチャンスにする必要があります。それは議会基本条例第1条、第2条4項、第8条、第10条、第18条等にも明確にされていることです。だが残念ながら担当委員会にはそのような意欲があまり強く感じられません。陳情が議案とされていないため議論が低調だとは思いたくないのですが。